

国際ロータリー第2500地区第6分區

帯広東ロータリークラブ会報



ROTARY
SERVING
HUMANITY

2016-2017年度
帯広東ロータリークラブ

会 長 高 田 進
幹 事 石 川 博 機
メディア委員長 上 野 敏 郎

「活：かつ」

第1539回例会

平成28年10月18日(火) 於 ホテル日航ノースランド帯広

■創 立：1984年6月15日 ■認 証：1984年6月18日 ■例 会：毎週火曜日 12:30~13:30
■事務局：帯広市西3条南9丁目 帯広経済センタービル4F Tel.0155-25-7347 ■会 場：ホテル日航ノースランド帯広

S.Mori



2016-2017年度 国際ロータリーテーマ 【人類に奉仕するロータリー】

2016-2017年度国際ロータリー会長
ジョーンF・ジャーム

ガバナーテーマ 【ロータリーの明日の為に、積極的に行動しよう】

国際ロータリー第2500地区ガバナー
駒形曙美

月間テーマ 【経済と地域社会の発展月間】 【米 山 月 間】

- ◎起 立 加藤雄樹 SAA
- ◎友情の握手 加藤雄樹 SAA
- ◎点 鐘 高田進 会長
- ◎開 会 宣 言 加藤雄樹 SAA
- ◎ロータリーソング 「我等の生業」
- ◎ビジター紹介 鎌田 勉 副会長
- ◎会 食

会長挨拶

高田 進 会長



今週末、北見にて地区大会が開催されます。個人的事情により、出席できず、立场上重要な責任を果たせない事を大変心苦しく、また申し訳なく思っております。11名がご参加いただけると聞いております。副会長、幹事には大変な責任とご迷惑をおかけする事になってしまいました。どうか十分に気を付けて、交通事故等が無いよう宜しくお願いします。

本日は、越浦会員の卓話となっております。当年度は、会員卓話が多く、これは、当初の目標どおりで会員の方々に、ご協力頂けている事を感謝したいと思います。会員の方々は、経営者であり各分野の専門家でもあり、豊富な経験の実践者で重い責任も背負っている立場にあると思います。是非何度でも、今後、卓話の呼びかけ等がありましたら、ご協力をお願いします。

私は金融の専門家でもなんでもない立場ですが、以前から、経済や貨幣については興味があり、以前一度卓話

をさせていただいた事があります。確か、貨幣には三つの機能を果たす定義があるとされています。それは、決済手段、価値尺度、価値保存といわれています。経済取引の手段、と値段の多寡、多い少ない、単位やレート等、また預貯金や証券として保存、積立ができます。実際農作物など生産物は、物として保存には限界がありますが貨幣とすれば、可能になります。文字や言語、規則や法律と並び貨幣は人類自ら作り上げた、文化、発展の基礎とも言われています。

誰もが、多くの金銭を得ようとしませんが、大事なのはそのためのプロセス、と工夫でしょう。ロータリーの言われる中に、米や魚を与えるより、米の作り方や魚の捕り方を教えなさい。無くなればまた欲しがらる、しかし、覚えれば、自ら工夫、努力し自信や誇りにも繋がる、とあります。

宝くじでも当たればいいですが、無くなれば多分二度目は無いでしょう。楽しんで儲かる事は誰もが望みますが、もし、見つけてもすぐまねされて、しまいます。

企業にとっては、利益を生むことは、責任であり、正義であり、絶対条件です。競争に競り勝ち苦しみながら、目的を達成してこそ、価値ある利益であり次へと繋がっていくものと思います。

越浦会員には専門家として、また豊富な経験から、当会員だけに儲かる秘策があればこの際、是非、ご披露いただけるように期待して、挨拶に代えさせていただきます。

会務報告

石川博機 幹事

10月21日・22日の地区大会(北見)に3台の車でいきますが、それぞれ運転には気を付けて下さい。



ニコニコ献金

親睦活動委員会 大池梨華 委員

- 高田会長 今週の地区大会、欠席になります。責任を果たせず大変申し訳ありません。
- 上野会員 故郷へ戻り、高校の同期会へ出てきました。100人の出席でしたがとても同年とは思えな



い”老いた顔”がたくさんありました。ニコニコします。

- **古川会員** 本日のプログラムは親睦委員会担当です。越浦副委員長の卓話です。乞うご期待！
- **加藤(武)会員** 連吟道東大会で優勝しました。ニコニコします。
- **池田会員** 先週、今年3度目の仙台へ行って来ました。東北の方との交流と工場見学、多賀城駐屯地へ行ってきました。
- **越浦会員** 本日、卓話をさせていただきます。
- **及川会員** あまり例会に出席できませんでした。いろいろなことに取り組んでおります。大切に頑張っています。よろしくお願い致します。北海道日本ハムファイターズ優勝おめでとうございます。

出席報告

出席・プログラム委員会 宮前 克則 委員長

1537回の出席率ができました。

本クラブ出席者 23名
メイキャップ 1名
出席率 72.7%

1539回本日が25名の出席です。

9月までの100%出席者

池田会員、石川会員、上野会員、加藤(昭)会員、
加藤(武)会員、加藤(肇)会員、鎌田会員、神田会員、
古川会員、齊藤会員、西田会員、西藤会員、
深沢会員、福岡会員、宮前会員

9月までの90%以上の出席者

大池会員、大塚会員、越浦会員、高橋会員

100%は一度切ると出来ませんが、90%以上はこの後まだまだありますのでメイキャップをしなごらの出席をお願いしたいと思います。



プログラム

親睦活動委員会 越浦 豊 副委員長

【会員卓話】

テーマ：【犯罪収益移転防止法】

皆さんこんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、釧路信用金庫の越浦でございます。

本来であれば、本日は夜間移動例会の予定になっておりましたが諸事の事情によりまして延期となりました。そのかわり会員卓話をやるということで、古川委員長より猛烈なアプローチを頂きましたので役不足ではございますが本日の卓話を務めさせて頂きたいと思っております。

先ほど高田会長も含めましてお金の話をしておりましたので、どのようなお話をしようかと迷いましたが今日はお金の話では無く、皆さんが携わるようなことを題材にして卓話をさせていただければと思っております。

ちなみになんです、今お金を決済するのはクレジットカードですとかインターネットバンキングですとか、そういういろんなツールが発達されてきて、現金で持ち運びすることが少なくなっております。私どもの店でも、



昔は現金で1億円以上は必ず常時保有をしておりましたが昨日現在では私の店では全部のお金が3千万円位しか持ってない、銀行強盗に入られてもそのぐらいの被害ですむのではないかと思います。それだけ現金が流通するのが少なくなっているような気がします。

金融業界並びに皆様方の業界もそうだと思いますが、金融機関を取り巻く業界も目まぐるしく変わっております。例えばマイナス金利ですとか過去に経験したことが無いような政策ですとか制度が導入されております。私どもの会社でお預かりしている預金は2千億円皆様方からお預かりしております。その2千億円の預金を融資で運用させて頂いておりますのが40%位、残り60%につきましては国債を買ったりですとか債券(株式)を買って運用させて頂いております。ただマイナス金利の導入につきましては国債を買っても元本も戻ってこないという状況になっておりますので苦しいという状況であります。ですから先ほど高田会長からいっておられましたが儲かる仕組みがあれば教えていただきたいというおりましたが、私どもも儲かる仕組みがあれば教えていただきたいと思っております。

今日は、改正犯罪収益移転防止法についてお話したいと思っております。この名前は非常に物騒な名前ですが皆様方が金融機関で口座を作る時とか取引をする時に、免許証、健康保健証を提出して本人確認をされる、その根拠法となるのが犯罪収益移転防止法であります。以前は本人確認法ですとかいわれてましたが平成25年4月から犯罪収益移転防止法というのが施行になりまして皆様方に取引する時にご本人確認させていただくことと指示しております。この10月に犯罪収益移転防止法が大幅に変更になりました。変更になった割にはマスコミ・メディア等で周知があまりなされていませんので、皆様方も金融機関と取引をなされていますと思っておりますので何らかの形で追加の確認ですとかお願いをされることがあるかと思っておりますのでその概要につきまして少しお話させていただきます。

新しい取引確認がスタートしました。犯罪収益移転防止法といいますのがマネー・ローンダリングの防止、テロ資金供与の防止それを目的に作られた法律でございます。今回大きく変わってる所が2点ございます。1点につきましては個人の事について、顔写真のない本人確認書類を取りつけない。2点め法人の方について実質的支配者の判断と取引担当者の権限の確認など具体的につきましては後ほど説明させていただきます。

なぜこの犯罪収益移転防止法が変わったかということ今まで口座を作っていた時にご本人確認させていただいているのですが、日本のやり方につきましては世界的にみれば対策のやり方がまだ不十分だと指摘されております。指摘をされてるものですから警視庁がこの10月にこの法律を改正したということになっております。以前より厳格化されたといったところになります。

実際に皆様方に確認をさせていただく取引はいくつか限定をされております。何でもかんでも確認をさせていただくということではございません。このような形でお取引の確認を致します。1つめ口座開設・貸金庫・保護

預りこの辺の取引を開始される時その時にはご本人の確認をさせていただきます。2つめ200万円を超える現金のお預けと引き出し外貨の両替をなされるお客様につきましてはその都度本人確認をさせていただきます。3つめは10万円を超える現金での振り込みこの時もその都度本人確認をさせていただきます。4つめ融資取引のときも本人確認をさせていただきます。

一度確認をさせていただくと口座を作るその時に本人確認をさせていただくのですが、その方がまた口座を作るときには本人確認が出来れば免許証など掲示いただく事はないのですが、振り込み時だけはその都度確認をさせていただきます。

具体的にどういうことを確認させていただくのかを説明いたします。実はこの法律は25年4月から実施しておりますので皆様方もお願いされることがあるのではないかと思います。個人の方の場合と法人の方の場合の確認の事項について書かせていただいております。

個人の方につきましては、お名前、住所、生年月日、取引を行う目的、職業この内容を確認させていただきます。従来の法律でもこのような形で確認をさせていただいているのですがその他に外国PEPsに該当するかどうかを確認させていただきます。

法人場合は、法人の名称、本店の所在地、取引を行う目的、その法人の事業内容、実質的支配者の本人特定事項、平成25年4月からこの法律が始まっております法人の皆様が口座を作るときにはここまでは確認させていただいているのではないかと思います。その中に今回改正された法律の中では実質的支配者の方が外国PEPsに該当するかどうかをそういうことを確認させていただきます。

個人の方は実際にお持ちになっている口座があると思うのですが大体通常の場合ですと、お名前、住所、生年月日、取引を行う目的、職業この辺につきましてはすでに確認をされてると思います。外国PEPsに該当するかどうかこの確認を申告によって求められる場合がございます。

法人の方のお客様も今までの法律の中で、名称ですとか、住所、事業の目的とか確認させていただいておりますが、実質的支配者の本人特定事項の定義が少し変わりました再度法人取引のお客様には実質的支配者再度の確認をさせていただくという運びになっておりますので何かの取引が発生した場合、実質的支配者の再度の確認を求められるかと思えます。さらにその実質的支配者の外国PEPsに該当するかどうかについての確認が求められるかと思えます。

本人確認書類で顔写真の無い書類の取り扱いの厳格化というところが変わっております。改正前は健康保険証など顔写真のない本人確認書類を提示するだけで本人確認は完了でしたが、今回からそれではまだ不十分なので改正後につきましては健康保険証など顔写真の付いてない書類の提示では不十分なのでさらに追加の書類を提示しないと本人確認が出来ないと法律が改正されました。これからは健康保険証プラス他の本人確認書類が必要になります。

法人のお客様に変更になる点を述べさせていただきます。実質的支配者の定義が変更になります。法人の事業経営を実質的支配することが可能な方、今までは会社の25%を超える議決権を有する方がいれば実質的支配者に該当するという事でしたが、ただし25%を超える議決権を有していても50%の議決権を有する方がいればその方が実質的支配者として確認させていただきます。今までは一番議決権の多い個人法人の方を確認させていただければそれで良かったという事でしたが、この法律が10月から改正になっているのですが、実質的支配者につきましては個人までさかのぼるとされており、例えば会社の一番の株主が法人であるその法人だけではだめでその法人の実質的支配者までさかのぼって確認を求められます。

外国PEPs(重要な公的地位に有する者)外国の元首、日本でいうと内閣総理大臣やその他の国務大臣、衆議院、議長、中央銀行の役員そういった役職に相当する人をいうらしいです。こちらにつきましては今もそう、かつてそうだった、家族もそうだったという方も含まれるそうです。なぜこのようなことを確認しなければいけないのかという所なのですが、外国PEPsに該当する方もしくはそういう方が家族にいますと、マネー・ローンダリングとかテロ資金供与の犯罪に巻き込まれる可能性が高いので外国PEPsの確認をさせていただくことです。私どもの様に日本国籍をもって外国PEPsに該当する方は少ないと思うのですが必ず金融機関では外国PEPsかどうか聞かれると思いますので申告によってお答えしていただければと思います。

反社会的勢力でないことの確認、来年1月から税金の管理費問題、パナマ文書みたいなのがございましたが、税金を管理するという問題が生じておましてそれを防止するためにいろいろな申告を求める制度が来年1月から運用が開始になります。金融機関窓口に行くと口座を作るときにはいろんなことを聞かれたり書類を求められたりすると思いますがこの辺は法律で決められて事なのでしょうけど、ゆくゆくはお客様の財産を守る観点で金融機関からお願いすることありますので何卒ご理解ご協力いただければと思っております。なかなか儲かるとかお金にまつわる話では無かったのですが、犯罪収益移転防止法の改正について説明させていただきました。今日はありがとうございました。

◎閉会宣言

加藤 雄樹 S A A

◎点 鐘

高田 進 会 長

次週プログラム

米山記念奨学委員会

10月25日(火) 「ゲスト卓話」

米山記念奨学生 崔 楊 様

私の一枚・この写真



情熱の国イタリアの思い出
ピサの斜塔をバックに夫婦愛をパチッ。
(高田進会長)



上士幌町糠平・糠平湖・タウシュベツ川橋梁を撮影した
映像DVDです。興味のある方はご連絡下さい。
(森会員)

メディア委員会より
会員皆様から写真の提供をお願い致します。
風景の写真、思い出の写真など沢山の写真をお待ちしております。